

歯科衛生士業務従事者届



令和6年12月31日現在

フリガナ		性別	男・女	年齢	歳
氏名					
住所					
歯科衛生士 名簿登録	番号				
	登録年月日	年	月	日	
業務に従事 する場所 (主たるもの1つ)	※該当する箇所を1つ○で囲んでください。 1 保健所，都道府県又は市区町村 ア 保健所 イ 都道府県（アを除く） ウ 市区町村（アを除く） 2 病院 3 診療所 4 介護保険施設等 ア 介護老人保健施設 イ 介護医療院 ウ 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） エ 居宅介護支援事業所 オ その他 5 歯科衛生士学校又は養成所 6 事業所 7 その他				
	所在地	宮城県			
	名称				
備考					

【記載上の注意】

- 届出の対象となる方は、令和6年12月31日現在において宮城県内で歯科衛生士として業務に従事（施設等に就業している方で、病気、療養、その他の理由により休業している場合を含む。）している方並びに臨時に就業している方及び教育機関に勤務している方です。
- 「歯科衛生士名簿登録」については、平成3年6月30日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科衛生士籍に登録されていたか備考欄に明記してください。（知事免許の場合は備考欄へ都道府県名を明記。大臣免許の場合は記入不要です。）
- 「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所において業務に従事している場合は、その主な1か所について記載して届け出てください。
- この届の提出期限は令和7年1月15日です。

歯科衛生士業務従事者届について

○この届出は歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第6条第3項の規定に基づくものです。

◎注意事項

- ・「氏名」にはフリガナも記入してください。
- ・「住所」は、現に居住している場所を記入してください。
- ・「歯科衛生士名簿登録」については、平成3年6月30日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科衛生士籍に登録されていたか備考欄に明記してください(知事免許の場合は備考欄へ都道府県名を明記。大臣免許の場合は記入不要です)。
- ・「業務に従事する場所」は下記を参考に区分してください。

- 1 保健所, 都道府県又は市区町村
 - ア 保健所 保健所の職員であって業務に従事している方
 - イ 都道府県 都道府県の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事している方
 - ウ 市区町村 市区町村の職員であって、保健所以外の場所において業務に従事している方
- 2 病院
医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院において業務に従事している方
- 3 診療所
医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所において業務に従事している方
- 4 介護保険施設等
 - ア 介護老人保健施設 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設において業務に従事している方
 - イ 介護医療院 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第29項に規定する介護医療院において業務に従事している方
 - ウ 指定介護老人福祉施設 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)において業務に従事している方
 - エ 居宅介護支援事業所 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う事業所において業務に従事している方
 - オ その他 アからエ以外の介護保険法に規定する施設又は事業所において業務に従事している方
- 5 歯科衛生士学校又は養成所
文部科学大臣の指定した歯科衛生士学校又は都道府県知事の指定した歯科衛生士養成所において業務に従事している方
- 6 事業所
前記1から5に該当しない事業所又は事務所(会社, 工場, 事業場, 官公署, 教育研究機関その他の事業所又は事務所)において業務に従事している方
- 7 その他
前記1～6までに該当しない場所において業務に従事している方

(参考)

○歯科衛生士法抜粋

第6条

- 3 業務に従事する歯科衛生士は、厚生労働省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名, 住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

○歯科衛生士法施行規則抜粋

第9条 歯科衛生士法第6条第3項の厚生労働省令で定める2年ごとの年は、平成2年を初年とする同年以後の2年ごとの各年とする。

- 2 法第6条第3項の規定による届出事項は、次のとおりとする。